

○国土交通省告示第九百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十一年八月二十七日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道39号改築工事（北見道路・北見インターチェンジ（仮称）から東十号インターチェンジ（仮称）まで）、これに伴う用排水路、送電線、道道及び市道付替工事並びに送電線及び道道付替工事に伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道北見市北上、南丘、川東、若松及び端野町川向地内
- 2 使用の部分 北海道北見市北上、川東及び若松地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**1 法第20条第1号の要件への適合性**

申請に係る事業は、北海道北見市北上地内から同市端野町川向地内までの延長10.3 kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道39号改築工事（北見道路）、これに伴う用排水路、送電線、道道及び市道付替工事並びに送電線及び道道付替工事に伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道39号改築工事（北見道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される道道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第3号に掲げる都道府県道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される用排水路及び送電線の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第5号に掲げる地方公共団体又は土地改良区が設置する用水路又は排水路に関する事業及び同条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当し、送電線及び道道付替工事の施行に伴う附帯工事として設置する資材置場、仮設ハウス、工

事用道路及び迂回路の設置工事は、同条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道39号（以下「本路線」という。）は、旭川市を起点とし、北見市等を経由して網走市に至る延長216.6kmの主要幹線道路である。このうち、本件区間は、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内端野線（以下「北海道横断自動車道」という。）に並行する一般国道の自動車専用道路である。

本路線は、旭川市と網走支庁管内のオホーツク地域（以下「オホーツク地域」という。）とを結ぶ路線であるほか、一般国道240号、一般国道241号等（以下「一般国道240号等」という。）と接続し、石狩支庁管内や胆振支庁管内などの道央地域（以下「道央地域」という。）とオホーツク地域とを結ぶことから、オホーツク地域における産業及び経済等の中心都市である北見市、重要港湾網走港を擁する網走市及びオホーツク地域の玄関口である女満別空港を擁する網走郡大空町と、特定重要港湾苫小牧港を擁する苫小牧市及び北海道の空の玄関口である新千歳空港を擁する千歳市等の物流拠点とを結ぶ主要幹線道路となっている。

本件区間の存する網走支庁管内は、道内有数の収穫量を誇るたまねぎ及びてんさい等の農業が盛んな地域であり、また、世界遺産に登録された知床半島等の観光名所が豊富にある地域である。

さらに、本件区間の存する北見市は、オホーツク地域の産業及び経済の中心としての役割だけでなく、救急救命センターを併設する地方センター病院を有するなど地域医療の中核を担っているほか、大学や研究施設等の教育研究施設が多数立地しているなど教育施設も充実している。

しかしながら、北見市内の本路線（以下「現道」という。）は、一般国道240号等とともに、オホーツク地域の主要産業である農産物を苫小牧港、釧路港等の物流拠点へ輸送する物流交通、北見市の産業拠点を発着する物流交通等に利用されており、現道を利用している通過交通と、沿線住民の日常生活及び経済活動による域内交通並びに周辺地域から北見市市街地の商業施設を利用する交通とが現道においてふく

そうし、また、交差する市道及び道道が多く信号交差点が連続していることから、各所で交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど主要幹線道路としての機能が著しく低下している。

平成17年度道路交通センサスによると、現道は、北見市大通西1丁目地点において、自動車交通量が27,048台/日、混雑度は1.26となっている。

本件事業の完成により、北見市市街地をバイパスする自動車専用道路が整備されることから、現道を走る通過交通が本件区間に転換されることによって現道の沿線住民の日常生活及び経済活動による域内交通に係る機能回復が図られ、交通事故も軽減されるなど安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。また、北見市内から女満別空港及び網走港までの時間短縮が図られることとなり、農産物及び工業製品の物流輸送の効率化に寄与するとともに、救急搬送の時間短縮が図られることなどから、オホーツク地域の円滑な救急医療活動に寄与することが認められる。併せて、順次建設を進めている北海道横断自動車道と連絡し、オホーツク地域と道央地域とを結ぶ路線の大半が走行安全性及び防災性の確保された高速自動車国道及び自動車専用道路で結ばれることから、北海道における広域的な高速交通ネットワークの強化が図られ、現道及び災害危険箇所等が存する一般国道240号等を利用していた物流輸送等の通過交通が本件区間及び北海道横断自動車道へ転換されることから、オホーツク地域の農産物、工業製品等の物流輸送の効率化、定時性の確保等が図られることとなり、ひいては、北見市をはじめとしてオホーツク地域の産業及び地域経済の発展に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、平成13年3月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、環境影響評価を実施しており、大気質等全ての調査項目で環境基準等を満足すると評価されている。また、起業者は、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、環境影響評価法等に準じて、任意で上記環境影響評価の照査を行ったところ、いずれの項目においても環境基準等を満足すると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地には、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオジロワシ、オオワシ及びクマガラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ並びに環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンザリガニが確認されている。オオワシ、クマガラ及びオオタカについては、本件事業により生息環境の一部を通過することとなるが、本件区間内において営巣は確認されていないこと、生息適地と考えられる樹林環境等の改変面積は小さく、同様の環境は周辺に広く残されることから、生息環境に及ぼす影響は軽微であると認められる。

オジロワシについては、本件事業の周辺で繁殖が確認されているが、起業者は、学識経験者、地元市長、地元自治会長等からなる北見道路整備における環境保全対策を考える懇談会（以下「懇談会」という。）の指導及び助言を受け、繁殖実態調査、工事中のモニタリング調査等を実施し、また、今後も引き続きモニタリング調査を実施し、騒音及び振動の発生を抑制する機械掘削等の対策を検討するなど適切な保全対策を講ずることとしている。ニホンザリガニについては、生息が確認されている河川を本件事業が通過するが、起業者は、懇談会の指導及び助言を受け、カルバート工及び橋梁工により生息環境の改変を極力行わず、必要に応じて個体移植を実施するなど適切な保全対策を実施することとしている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているヒメアマナ並びに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイワカゲワラビ、クシロワチガイソウ、トカチスグリ、ホソバツルリンドウ、エゾキヌタソウ、エゾムグラ、ネムロブシダマ及びヒロハトンボソウが確認されたが、起業者は、懇談会の指導及び助言を受け、適切な時期に移植を実施し、今後もモニタリング調査を実施し、必要に応じて移植等の保全措置を講ずることとしている。

また、本件事業地内には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、北海道教育委員会と協議を行い、埋蔵文化財調査を実施し、発見された遺物については記録保存を行っており、適切な処置を講じている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における商業施設、医療施設、教育施設等を利用する域内交通と通過交通との分散を図ることによって域内交通の機能回復及び交通事故の軽減を図るとともに、高速交通ネットワークの強化を図ることによって物流輸送の効率化及び定時性の確保に寄与することを目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、支障家屋を軽減するため丘陵地をトンネル構造で通過するルート案（以下「申請案」という。）のほか、市街地外周を通過するルート案及び土地利用への影響を考慮し山地部を通過するルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、用地取得必要面積が最も多いものの、支障物件数は中位であり、土工バランスが良く施工期間が最も短いこと、事業費が最も廉価となることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う用排水路、送電線、道道及び市道の付替工事並びに送電線及び道道付替工事の施行に伴う附帯工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、物流輸送の効率化及び定時性の確保のため、広域的な高速交通ネットワークの強化が必要であるとともに、現道は各所で交通混雑が発生し交通事故も多発するなど安全かつ円滑な交通の確保が必要であることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、北見市長を会長とする北海道横断自動車道北見地区早期建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道北見市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 北海道北見市北上、川東及び端野町川向地内